



インフルエンザ予防接種料金助成のお知らせ

町では、インフルエンザ予防接種料金の一部（1,500円）を下記のとおり助成します。ぜひ早めに予防接種を受けインフルエンザに備えましょう。

◆ 助成対象者及び自己負担額

助成対象者（接種日時点の年齢）	自己負担額（接種料金） ※通常 1回につき3,000円
生後6カ月～12歳の方	【2回接種】 1回につき 1,500円 （生活保護世帯は無料） ※1回目の接種後、3週間から4週間の間隔 をおいて2回目を接種してください。
13歳～18歳の方 （平成12年4月2日以降に生まれた方）	【1回接種】 1,500円 （生活保護世帯は無料）
60歳以上65歳未満の方で 障害者手帳1級相当の方（※1）	
65歳以上の方	

※1 慢性の心臓病、腎臓病、呼吸器の病気、ヒト免疫不全、ウィルスによる免疫不全のある方が対象です。（接種を希望される場合は、かかりつけの医師とご相談のうえ接種願います）

◆ 助成対応医療機関

寿都町立寿都診療所 電話 0136-62-2411
 祁答院医院 電話 0136-62-2232

◆ 助成期間

平成30年10月 9日（火）
 ～平成31年 3月30日（土）

2歳未満のお子さんがいらっしゃる保護者の方へ

お手元の予防接種スケジュールをご確認いただき、12月までに接種を予定している他のワクチンがある場合は、町民課健康づくり係へお申し込みください。



◆ お問い合わせ先

町民課健康づくり係 電話 0136-62-2513

移動献血車「ひまわり号」巡回のお知らせ

10月18日（木）に移動献血車「ひまわり号」が各地区を巡回します。実施場所と時間は右記のとおりです。
 身近なボランティア献血にご協力をお願いします。

実施場所	時 間
歌棄慈光園前	午前 9時00分～午前10時00分
役場前	午前10時30分～正午
寿都警察署前	午後 1時30分～午後 2時30分
寿都高校前	午後 3時00分～午後 4時00分

いきいき健診のお知らせ

- ・日程 11月25日（日）・26日（月）
- ・会場 総合文化センター ホール
- ・受付時間 ① 6:30～ 7:00 ② 7:30～ 8:00
③ 8:30～ 9:00 ④ 9:30～10:00
⑤ 10:30～11:00

※定員は、各受付時間20名、胃がん検診は15名。申込の際に希望の日時を申し出てください。

「低線量CT検査」と「内臓脂肪測定検査」は25日のみの実施ですのでご注意ください。

（下表の☆印）

検診項目

検 査 名	内 容
特 定 健 診 (生活習慣病健診)	基本（必須）：尿検査・身体計測・問診・血圧測定・血液検査・診察・腹囲測定 詳細（医師の判断により必要とされた方）：貧血検査・眼底検査・心電図検査 ※医師の判断と関係なく、詳細を希望する方は有料となります。
胃 が ん 検 診	・胃バリウム検査 ・ピロリ菌検査：採血による血液検査です。 ※過去に医療機関で除菌治療をされた方、いきいき健診でピロリ菌検査をされたことのある方は対象となりませんのでご了承ください。
肺 が ん 検 診	胸部レントゲン ☆低線量CT検査（25日のみ実施） CT（マルチスライス）による肺がん検診です。 50歳以上の方で、喫煙本数の多い方へ特にお勧めします。
大腸がん検診	2日間の便を検査します。（事前に便をとってきてもらいます）
骨 密 度 検 査	素足を測定機械に置き、短時間で測定する簡単な検査です。
☆内臓脂肪測定検査 (25日のみ実施)	CTスキャンによる内臓脂肪測定です。 皮下脂肪と内臓脂肪のどちらが多いのか、数値と写真で確認できます。
肝 炎 検 査	特定健診（生活習慣病健診）の血液検査のときに、検査の分だけ多く採血して調べます。
前立腺がん検査	※肝炎検査について、今までに受けたことのある方は、対象となりませんので <u>ご了承ください。</u>

※エキノコックス症検査の対象者には、問診票送付時にお知らせしますので申し込みは不要です。（5年に1度の検査で、町民の方は無料です。）

「特定健康診査受診券」「後期高齢者健康診査受診券」をお持ちの方へ

受診券は、年に1度健診を受けていただくために交付しています。特定健診を受けられる方は、忘れずに受診券をご持参ください。

なお、今回の健診では、「特定健診」の基本（必須）のみ無料となりますので、ご注意ください。



送迎バスを運行します

～利用者は、申し込みの際に申し出てください～

バスの運行(送迎)は26日(月)のみとなります。

<樽岸から磯谷地区>

患者輸送バスが利用できます。(受付時間は③になります)

<矢追から政治地区>

車で送迎を行います。(受付時間は③になります)

※送迎バスなどの時刻表については、問診票とともに後日郵送します。



自己負担額(料金)

自 己 負 担 額 (料 金)			自 己 負 担 額				
検 査 項 目			検 査 料	70歳以上及び 生保受給者	40歳以上	40歳未満	30歳未満
特定健診	基本（必須）		4,698 円	無料	無料	1,170 円	2,340 円
	詳細	医師の判断で 必要とされた時	2,062 円	無料	無料		
		貧 血（希望）	248 円	240 円	240 円	240 円	
		心電図（希望）	1,339 円	1,330 円	1,330 円	1,330 円	
		眼 底（希望）	475 円	470 円	470 円	470 円	
胃がん検診		バリウム検査	5,350 円	無料	480 円	2,670 円	
		ピロリ菌検査	540 円	500 円	500 円	500 円	
肺がん検診		レントゲン検査	1,580 円	無料	140 円	790 円	
		喀痰検査	2,980 円	無料	260 円	1,490 円	
		低線量C T検査	8,230 円	8,230 円	8,230 円	8,230 円	
大腸がん検診			2,710 円	無料	240 円	1,350 円	
肝炎検査			2,268 円	無料	200 円	1,130 円	
前立腺がん検査			2,592 円	2,100 円	2,100 円	2,590 円	
骨密度検査			1,944 円	1,100 円	1,100 円	1,100 円	
内臓脂肪測定検査		単独	3,090 円	3,090 円	3,090 円	3,090 円	
		併用※	2,060 円	2,060 円	2,060 円	2,060 円	

※肺がん検診(低線量CT検査)と一緒に行った場合



風太くんポイントが付きます！

上記の料金表で色の付いた項目を受診された方には、風太くんポイントを差し上げますので風太くんカードをお持ちの方はご持参ください。(70歳以上などで無料となる項目は対象外です)

- * 申込期日は、10月3日(水)から10月24日(水)です。
- * 申込先は、町民課健康づくり係(電話 0136-62-2513)です。
- * 問診票と注意事項などは、健診日の1週間前に郵送します。
- * 個人での申込に限り、10月3日(水)から24日(水)に役場ホームページ(<http://www.town.suttu.lg.jp>)からも申込可能です。

しりべし弁護士 相談センターのご利用を

札幌弁護士会では、法律相談や事件解決の依頼を行いやすくするため、相談センターを開設しています。お気軽にご相談ください。

◆日程 10月10日（水）17日（水）
24日（水）31日（水）

11月 7日（水）

◆会場 岩内町高台84-3
しりべし弁護士相談センター

※相談には、事前予約が必要です。

予約受付時間

平日 午前10時～午後4時まで

電話 0135-62-8373

秋の火災予防運動について

10月15日から31日までの期間、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、町民の皆さまの防火に対する意識の向上及び火災の発生防止を図り、尊い命や財産を守ることを目的とした秋の火災予防運動を実施します。

火災予防運動期間中は、下記の日時でサイレンを吹鳴しますので、サイレンを合図に、もう一度火の元を確かめましょう。

◆日程 10月15日～21日
までの7日間【強調週間】

◆時間 午後7時に全町一斉20秒間吹鳴

◆ 統一標語

忘れてない？ サイフにスマホに 火の確認

◆ 防火査察について

消防寿都支署では、秋の火災予防運動期間中、消防団員及び職員による一般家庭や各事業所、公共施設などへの防火査察や車両による防火広報を行います。

一般家庭の防火査察については、特に家の周囲、外煙突、ホームタンク、プロパンガスなどの設置状況を確認させていただきますので、ご了承ください。

気温が下がり、暖房器具などを使用する季節を迎えるにあたり、火の取扱いには十分注意し、特にホームタンクの配管からの油漏れなど事前に点検をして、火災をおこさないよう心がけましょう。

改正消費税法の説明会 開催のご案内

倶知安税務署及び寿都商工会では、全ての事業者を対象に下記の日程で平成31年10月に実施される「改正消費税法」に関する説明会を開催します。軽減税率制度やインボイス制度などについて説明しますので、ぜひお越しください。

◆日時

10月10日（水）

午後2時～午後3時

◆会場

寿都町字開進町187番地1

寿都町総合文化センター

◆ お問い合わせ先

倶知安税務署 法人課税部門

電話 0136-22-1192（代表）

寿都商工会

電話 0136-62-2185

10月は 「年次有給休暇取得促進期間」

厚生労働省では、年次有給休暇を計画的に取得し仕事と生活の調和（ワークライフバランス）を図るため、10月を「年次有給休暇取得促進期間」としています。

各企業において、来年度の業務計画などの作成にあたり、従業員の年次有給休暇の取得を十分に考慮するとともに、年次有給休暇の計画的付与制度の導入を検討しましょう。

労働基準法の改正にともない、平成31年4月から使用者は10日以上の子年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

※計画的付与制度をはじめ、労働者が取得した年次有給休暇の日数分は時季指定の必要がなくなります。

詳しくは、厚生労働省のホームページ「働き方改善の実現に向けて」（<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>）をご覧ください。

バス運転体験及び 合同就職相談会 開催

北海道では、バス運転手不足の解消に向け、北海道バス協会やバス事業者と連携し、「バス運転体験及び合同就職相談会」を開催します。

バス運転手の仕事に興味・関心のある方は、この機会にぜひお申し込みください。

◆日時

11月 3日（土）

午前9時30分～午後3時00分

◆会場

札幌市手稲区曙5条4丁目1-1
札幌運転免許試験場

※バス運転体験は、普通自動車運転免許を取得している方が対象で、事前申込が必要です。

※普通自動車運転免許を取得していない方は、バス運転体験はできませんが、就職相談会への参加は可能です。

◆申込先

一般社団法人北海道バス協会
電話 011-621-4161

必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も

北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイトなどを含む）に適用される北海道最低賃金が改定されました。

**最低賃金額
時間額 835円**

（効力発生年月日 平成30年10月1日）

- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外などの割増賃金は算入されません。
- 最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。

◆お問い合わせ先

厚生労働省北海道労働局
小樽労働基準監督署（倶知安支署）
電話 0136-22-0206

自衛官募集のお知らせ

◆受験資格

<自衛官候補生>

採用予定月の1日現在で、18歳以上
27歳未満の者。

◆受付期間

～11月13日（火）

◆試験期日

- ・男子 11月18日（日）～20日（火）
- ・女子 11月18日（日）、19日（月）

◆お問い合わせ先

自衛隊札幌地方協力本部
倶知安地域事務所
電話 0136-23-3540
自衛官募集相談員 中里徳男
電話 0136-62-2207
自衛官募集相談員 石澤尚俊
電話 0136-62-3958
役場担当窓口 総務財政課総務係
電話 0136-62-2511

北海道胆振東部地震 災害義援金を受け付けています

日本赤十字社では、北海道胆振東部地震により、広範囲に甚大な被害が生じたことから、被災された方々を支援する救援活動に役立てるため、義援金の受付を行っています。

<ゆうちょ銀行・郵便局窓口>

- ・口座記号番号 00130-1-673591
- ・口座加入者名
日赤平成30年北海道胆振東部
地震災害義援金
- ・募集期間
～平成31年3月31日（日）

※ゆうちょ銀行・郵便局窓口での取扱の場合、振込手数料はかかりません。

※受領証の発行を希望する場合は、通信欄に「受領証希望」と記載してください。

寿都町においても、町民課窓口にて募金箱を設置し義援金を受け付けています。皆さまからのあたたかいご支援をよろしくお願いいたします。

【町民課社会福祉係 電話 0136-62-2513】

このハガキは詐欺！

～特殊詐欺にご注意ください～

最近、実在しない公的機関をかたり、裁判の取り下げなどとしてお金をだまし取ろうとするハガキが届く事例が町内でも発生しています。

このハガキの相手に電話をかけると「訴訟取消の和解金」などを支払うよう指示され、道内でも被害にあった方がいます。

このようなハガキが送られてきた場合は、一人で悩まず警察や周りの方に相談し、騙されないようにしましょう。

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号（わ）247 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による執行証書の交付をご承諾いただきますようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談にしましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問合わせ下さい。

尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年9月21日

法務省管轄支局 訴訟最終告知通達センター
東京都千代田区霞が関2丁目
取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-
受付時間 9:00～20:00（日、祝日を除く）

【寿都警察署 電話 0136-62-2110】

10月は「不正軽油防止強化月間」

北海道では、10月を「不正軽油防止強化月間」とし、不正軽油を「作らない」「売らない」「買わない」「使わない」を合言葉に、不正軽油撲滅の取り組みを強化します。

不正軽油に関する情報がありましたら、下記までご連絡ください。

＜不正軽油とは・・・＞

軽油に灯油や重油などを混ぜた「混和軽油」や、軽油以外の石油製品を混ぜ合わせた「製造軽油」などをいいます。

不正軽油をトラックなどの燃料用として販売又は使用すると、軽油引取税の脱税行為となります。

◆ お問い合わせ先

不正軽油 110番（通話無料）

フリーアクセス 0800-8002-110

後志総合振興局税務課

電話 0136-23-1336（直通）

有害ごみの分別回収にご協力ください

町では、廃棄物処理施設の排ガス中の水銀に係る排出基準の変更にともない、水銀が含まれる下記の廃棄物を「有害ごみ」として新たに分別し収集を行っています。

ご面倒をおかけしますが、引き続き分別回収にご協力をお願いいたします。

詳しくは、今春、各ご家庭へ配布した「家庭ごみの分別・リサイクルガイド」をご覧ください。

◆ 収集対象

1 蛍光灯、電球

2 乾電池、ボタン電池、小型二次電池

3 水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計

※電化製品やおもちゃなどを廃棄する場合は、必ず電池を取り除いてください。

◆ 収集日

地区名		収集日（毎月第2・第4）
A地区	政泊・矢追・大磯	金曜日（午後）
B地区	開進・岩崎	
C地区	新栄・渡島	木曜日（午後）
D地区	六条・樽岸～磯谷	金曜日（午前）

◆ 収集方法

種類ごとに分別し、中身が見えるよう透明・半透明な袋に入れ、指定された収集日にごみステーションへ出してください。

なお、蛍光灯などの破損しやすいものは、購入時のケースや新聞紙などで保護してから出してください。

【町民課衛生係 電話 0136-62-2523】